

苫小牧市住民投票条例市民検討懇話会設置要綱

(設置)

第1条 市政の重要な課題に関する市民の意思を直接確認するための住民投票条例に規定する基本的事項について検討するため、苫小牧市住民投票条例市民検討懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 懇話会は、常設型の住民投票条例に規定すべき項目に関する事項その他市長が必要と認める事項について検討し、市長に提言するものとする。

(組織)

第3条 懇話会は、委員8人以内で組織する。

2 懇話会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民活動団体が推薦する者
- (3) 公募に応じた者
- (4) その他市長が適当と認める者

3 前項第3号に掲げる委員の数は、3人以内とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条の規定による提言の全てを市長に提出する日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議は、会長が招集する。

2 懇話会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 懇話会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、関係者に対して説明を求め、又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 懇話会の庶務は、総合政策部政策推進室市民自治推進課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。